

認証の詳細

<捕手用マスク>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表1:製造設備基準

表2:検査設備基準

表3:型式区分(ロット認証と共通)

表4:型式確認申請手数料

表5:型式確認試験の委託検査機関

表6:型式確認試験の有効期限

表7:工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表8:工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表9:SG マーク被害者救済制度の有効期限(ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

表11:ロット認証の申請手数料

表12:ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表1:製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 金属製線材の切断加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	1. 金属製線材を適切に切断加工できること。
2. 金属製フレームの溶接加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	2. 金属製線材を適切に溶接加工できること。
3. 金属製フレームの熱処理加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	3. 金属製フレームを適切に熱処理加工できること。
4. 金属製フレームの研磨加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	4. 金属製フレームを適切に研磨加工できること。
5. 樹脂製フレームの原材料の配合設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	5. 樹脂原材料を適切に計量し、混合できること。
6. 樹脂製フレームの成形加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	6. 樹脂製フレームを適切に成形加工できること。
7. フレームの表面加工設備 (当該加工が必要な工程の場合に限る。)	7. フレームを適切に表面加工できること。
8. 着装体部材の切断加工設備	8. 着装体の各部材を適切に切断加工できること。
9. 着装体の縫製加工設備	9. 着装体の各部材を適切に縫製加工できること。
10. 組立加工設備	10. 各部材を適切に組立加工できること。

<p>ただし、金属製線材の切断加工、金属製フレームの溶接加工、金属製フレームの熱処理加工、金属製フレームの研磨加工、樹脂製フレームの原材料の配合、樹脂製フレームの成形加工、フレームの表面加工、着装体部材の切断加工又は装着体の縫製加工の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者から当該加工によるフレーム又は装着体の供給を受ける者であって一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該加工設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	
---	--

表2:検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設	<p>1. 切断機及びノギス(日本工業規格 B7507 昭和54年)又はこれと同等以上のものを備えていること。</p> <p>また、フレームの隙間を確認するための断面形状を有したゲージを備えていること。</p>
2. フレームの曲げ試験設備	<p>2. フレーム底面を水平に設置するための定盤及び鋼製スパーサー、フレームの切断設備、作用点の先端半径 10.0mm、長さ 30mm の半円柱の作用点で適切にフレームの曲げ試験を行うことができる付加設備を備えていること。</p>
3. 装着体の保持性能試験設備	<p>3. フレーム底面を水平に保持し、適切に装着体の引っ張り試験を行うことができる付加設備を備えていること。</p>
4. 衝撃強度試験設備	<p>4. フレーム底面を水平に設置するための定盤及び鋼製スパーサー、フレームの切断設備、先端半径 40mm の半球形、質量 4.0kg のストライカを自由落下させて適切にフレームの衝撃強度試験を行うことができる設備を備えていること。</p>

表3:型式区分(ロット認証と共通)

要素	区分
使用対象者による区分	(1) 硬式野球用 (2) 硬式野球一般用 (3) 硬式野球小学生以下用 (4) 軟式野球用 (5) 軟式野球一般用 (6) 軟式野球一般用L (7) 軟式野球小学生以下用 (8) 軟式野球小学生以下用 L (9) ソフトボール一般用 (10)ソフトボール一般用A (11)ソフトボール一般用B (12)ソフトボール小学生以下用 (13)ソフトボール一般用 B 及びソフトボール小学生以下用 (14)硬式野球用及び軟式野球用 (15)硬式野球小学生以下用及び軟式野球小学生以下用 L (16)硬式野球用及びソフトボール用 (17)硬式野球小学生以下用及び軟式野球小学生以下用並びにソフトボール小学生以下用 (18)軟式式野球一般用及びソフトボール用 (19)軟式式野球一般用、ソフトボール一般用 B 及びソフトボール小学生以下用 (20)軟式式野球一般用、ソフトボール一般用 B、軟式野球小学生以下用及びソフトボール小学生以下用 (21)軟式野球小学生以下用及びソフトボール小学生以下用
フレームの材質	(1) 鋼製のもの (2) チタン製のもの (3) 鋼製・チタン製以外の金属製のもの (4) 樹脂製のもの (5) その他のもの
ヘルメットとの関係	(1) 分離されているもの (2) 一体となったもの (3) その他のもの

表4:型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・申請手数料 5,500 円/型式(税抜 5,000 円/型式) ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
検査機関	<p>57,420円/型式(税抜52,200円/型式) ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p>	<p>委託検査機関が案内する 方法によりお支払い願 います。 なお、委託検査機関に検 査試料を送付する際は、 型式確認申請の表紙のコ ピーを同封して下さい。 ※材料試験に関する費用 は含まれておりません。 申請時に第三者検査機 関の証明書等を添付く ださい。</p>

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5:型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	型式試料の数
国内における型式試験の 申込先	<p>・一般財団法人 ボーケン品質評価機構 大阪生活用品試験センター</p>	4個/型式

	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124	
	東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382	

表6:型式確認試験の有効期限

認証日より 3 年間

表7:工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

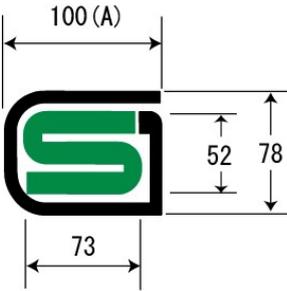
<p>自社表示方式</p>	<p>図 1 に示す SG マークを自ら製品本体に印刷、刻印、又は自社ラベルにSGマークを付加したものを貼付して表示します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>寸法:Aを100としたときの比率で表しており、Aは 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。(消費者にSGマークであることが確認できる大きさとしします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩:色は特に規定しません。 <p>※ 図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>※ 表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
---------------	--

表8:工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	24.2 円/台 (税抜 22 円/台) ※SG ラベルの送付先が外国の場合には、別	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店

	<p>途送料が必要です。 ※外国からの送金の場合は、税抜の手数料 です。</p>	<p>普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
--	--	--

表9:SG マーク被害者救済制度の有効期限(ロット認証と共通)

購入日より3年間

2. ロット認証によるSG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

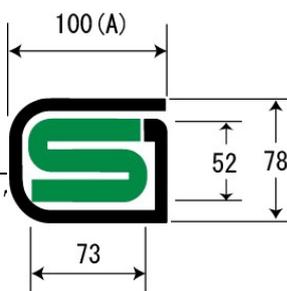
名称	送付先	型式試料の数
申請窓口	<p>・一般財団法人 ポークン品質評価機構 大阪生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124</p> <p>東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382</p> <p>名古屋事業所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861</p> <p>西部事業所 〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 1-1-47 TEL.086(255)0282~3</p>	4個/型式

表11:ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人 ボーケン品質評 価機構	<p>[一般財団法人ボーケン品質評価機構]</p> <p>(1) 57,420 円/型式(税抜 52,200 円/型式)</p> <p>(2) 毎回検査:(①~③合計)</p> <p>① 24.2 円/台 (税抜 22 円/台)</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット形成個数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>16,500 円 (税抜 15,000 円)</td> </tr> <tr> <td>651 以上 1,600 以下</td> <td>20,900 円 (税抜 19,000 円)</td> </tr> <tr> <td>1,601 以上 4,000 以下</td> <td>29,700 円 (税抜 27,000 円)</td> </tr> <tr> <td>4,001 以上 10,000 以下</td> <td>38,500 円 (税抜 35,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程に基づく額)</p>	ロット形成個数	検査料	650 以下	16,500 円 (税抜 15,000 円)	651 以上 1,600 以下	20,900 円 (税抜 19,000 円)	1,601 以上 4,000 以下	29,700 円 (税抜 27,000 円)	4,001 以上 10,000 以下	38,500 円 (税抜 35,000 円)	<p>委託検査機関指定 が案内する方法によ りお願いします。</p> <p>※材料試験に関する 費用は含まれてお りません。申請時 に第三者検査機 関の証明書等を 添付ください。</p>
ロット形成個数	検査料											
650 以下	16,500 円 (税抜 15,000 円)											
651 以上 1,600 以下	20,900 円 (税抜 19,000 円)											
1,601 以上 4,000 以下	29,700 円 (税抜 27,000 円)											
4,001 以上 10,000 以下	38,500 円 (税抜 35,000 円)											

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表12:ロット認証の SG マーク表示方法

自社表示方式	<p>図 1 に示す SG マークを自ら製品本体に印刷、刻印、又は自社ラベルにSGマークを付加したものを貼付して表示します。</p> 
--------	---

	<p>寸法:Aを100としたときの比率で表しており、Aは 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。(消費者にSGマークであることが確認できる大きさとして)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 色彩:色は特に規定しません。 <p>※ 図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>※ 自社表示する場合、SG マーク使用規程(ロット認証自社印刷事業者用)第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p>
--	---

【作成・改正履歴】

2023/11/07 新規作成